

「体制等届出」の手引き

【介護医療院】編

(【短期入所療養介護】 【介護予防短期入所療養介護】を含む)

1 届出時期

加算等の変更の場合

届出に係る加算等は、届出受理日の翌月（受理日が月の初日の場合はその月）から、算定を開始することができます。

(事務処理の都合上、**前月15日までに**提出するようご協力をお願いします。)

【注】「加算を取り下げる場合」又は「減算となる場合」は、**速やかに**「体制等届出書」及び添付書類を提出する必要があります。

※加算を取り下げる場合は、下記「4 添付書類 (35)加算の取り下げ」を参照

新規許可申請の場合

新規に許可を受ける場合は、許可申請書と**同時に**「体制等届出書」を提出してください。

【注】許可申請書に添付する書類と重複する書類については、省略することができます。

2 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB 会館4階

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 施設係

TEL:086-212-1014 FAX:086-221-3010

メールアドレス:ji-shidou@city.okayama.lg.jp

3 提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉（別紙2）
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ③添付書類（下記4を参照）

4 添付書類

〈注1〉同時に複数の項目について届出をする場合は、重複する書類は省略することができます。

〈注2〉必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

体制の(変更)内容	「体制届出書」の添付書類
(1) 施設等の区分、人員配置区分【医療院】【短期】【予防短期】	
I型介護医療院	① 介護医療院（I型）の基本施設サービス費に係る届出（別紙30） ② 介護医療院（I型）の基本施設サービス費に関する確認書（別紙30 付表1） ③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護） ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可
II型介護医療院	① 介護医療院（II型）の基本施設サービス費に係る届出（別紙30-2） ② 介護医療院（II型）の基本施設サービス費に関する確認書（別紙30-2 付表1） ③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護） ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可
(2) 夜間勤務条件基準 （減算の場合も提出が必要） 【医療院】 【短期】【予防短期】	① 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護） ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可
(3) 職員の欠員による減算の状況 【医療院】 【短期】【予防短期】	① 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護） ・「医師」、「薬剤師」、「看護職員」、「介護職員」、「介護支援専門員」の記載のみで可 ② 資格証等の写し ・「医師」、「薬剤師」、「看護職員」、「介護支援専門員」のみで可
(4) ユニットケア体制 【医療院】 【短期】【予防短期】	① 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護） ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可 ② 研修修了証の写し ・「ユニットケアリーダー研修修了証」
(5) 身体拘束廃止取組の有無【医療院】	・添付書類なし ※身体拘束廃止の取り組みを行っていない場合は提出してください。 ※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。
(6) 安全管理体制 【医療院】	・添付書類なし ※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は提出してください。

<p>(7) 高齢者虐待防止措置実施の有無 【医療院】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p> <p>※運営基準における虐待の防止のための措置が講じられていない場合は、提出してください。</p> <p>※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(8) 業務継続計画策定の有無 【医療院】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p> <p>※減算は「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用となります。</p>
<p>(9) 栄養ケア・マネジメントの実施の有無 【医療院】</p>	<p>①栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙38）</p> <p>②従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「栄養士」又は「管理栄養士」の記載のみで可 <p>③資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養士」又は「管理栄養士」のみで可
<p>(10) 療養環境基準（廊下）</p>	<p>・平面図（内法による測定が分かるもの）</p>
<p>(11) 療養環境基準（療養室）</p>	<p>・平面図（内法による測定が分かるもの）</p>
<p>(12) 若年性認知症入所者受入加算【医療院】 (13) 若年性認知症利用者受入加算 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p>
<p>(14) 栄養マネジメント強化体制 【医療院】</p>	<p>① 栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙38）</p> <p>②従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「栄養士」又は「管理栄養士」の記載のみで可 <p>③資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養士」又は「管理栄養士」のみで可
<p>(15) 療養食加算 【医療院】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理栄養士」又は「栄養士」の記載のみで可 <p>②資格証等の写し</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理栄養士」又は「栄養士」のみで可
<p>(16) 特別診療費項目</p> <p>【医療院】</p> <p>【短期】 【予防短期】</p>	<p>1 重症皮膚潰瘍管理指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係る届出書添付書類（様式5） <p>2 薬剤管理指導</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書添付書類（様式6） ② [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7） ③ 資格証等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・「薬剤師」のみで可 ④ 配置図及び平面図（調剤所及び医薬品情報管理室） <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(注意)</p> <p>※当該介護医療院に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>※調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤管理指導のいずれかに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記入。</p> </div> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7） ② 理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類（様式8-2） ③ 資格証等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみで可 ④ 配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設） <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(注意)</p> <p>※当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>※その従事者が理学療法の経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。</p> </div>

<p>(17) リハビリテーション提供体制</p> <p>【医療院】</p> <p>【短期】 【予防短期】</p>	<p>1 理学療法（I）</p> <p>2 作業療法</p> <p>3 言語聴覚療法</p> <p>① [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7）</p> <p>② 理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類（様式8-2）</p> <p>③ 資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみで可 <p>④ 配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設）</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（注意）</p> <p>※当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>※その従事者が理学療法の経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。</p> </div> <p>4 精神科作業療法</p> <p>① [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7）</p> <p>② 精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類（様式9）</p> <p>③ 資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「作業療法士」のみで可 <p>④ 配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設）</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（注意）</p> <p>※当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> </div>
<p>(18) リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出</p> <p>【医療院】</p>	<p>・添付書類なし</p>
<p>(19) 認知症短期集中リハビリテーション加算</p> <p>【医療院】</p>	<p>① [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7）</p> <p>② 資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「精神科医師」、「神経内科医師」、「認知症に対するリハビリに関する専門的な研修を修了した医師」であることが確認できるもの

<p>(20) 認知症専門ケア 加算 【医療院】 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2） ②認知症専門ケア加算に係る確認書（別紙12-2付表） ③研修修了証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算（Ⅰ）：「認知症介護実践リーダー研修」 ・加算（Ⅱ）：「認知症介護実践リーダー研修」 「認知症介護指導者研修」 <p>※上記の研修修了者に代えて、認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置も可能。下記の修了証の写し等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 <p>※加算（Ⅱ）のみ</p> <p>④介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p>（注意）（医療院）</p> <p>※施設における入院患者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ以上の者】の割合（2分の1以上）については、届出日の属する月の前3月の各月末時点の入院患者数の平均で算定すること。 また、届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。（割合を毎月記録すること。）</p> <p>（注意）（短期入所療養介護）</p> <p>※施設における利用者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ以上の者】の割合（2分の1以上）については、算定日が属する月の前3月の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者含む）の平均で算定すること。 また、届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。（割合を毎月記録すること。）</p> <p>（注意）（共通）</p> <p>※認知症介護に係る専門的な研修を修了している者については、日々の対象者数に応じた数を配置すること。</p> <p>※加算（Ⅱ）は、【日常生活自立度Ⅲ以上の者】が10名未満の場合のみ、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者研修」の両研修を修了した者又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名配置することで算定可能。（10名以上の場合は別々に配置が必要）</p> </div>
--	--

<p>(21) 認知症チームケア推進加算 【医療院】</p>	<p>①認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40） ②認知症チームケア推進加算に係る確認書（別紙40付表） ③研修修了証の写し（※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付） ・加算（Ⅰ）：「認知症介護指導者研修」及び「認知症チームケア推進研修」 ・加算（Ⅱ）：「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症チームケア推進研修」 ④複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいることが確認できる書類</p>
<p>(22) 重度認知症疾患療養体制加算 【医療院】【短期】【予防短期】</p>	<p>①介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出（別紙31） ②介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に関する確認書（別紙31付表1） ③従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護） ・「精神保健福祉士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」の記載のみで可 ④資格証等の写し ・「精神保健福祉士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみで可 ⑤平面図</p>
<p>(23) 排せつ支援加算 【医療院】</p>	<p>・添付書類なし ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(24) 自立支援促進加算 【医療院】</p>	<p>・添付書類なし ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(25) 科学的介護推進体制加算 【医療院】</p>	<p>・添付書類なし ※LIFEへの登録が必要</p>
<p>(26) 安全対策体制 【医療院】</p>	<p>・添付書類なし</p>

<p>(27) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ</p> <p>(28) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ</p> <p>【医療院】</p>	<p>【加算（Ⅰ）】</p> <p>①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35）</p> <p>②第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることがわかる書類</p> <p>※第二種協定指定医療機関が令和6年4月以降に締結を開始することより、令和6年9月末までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関との連携で差し支えない。</p> <p>③協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応の取り決めが分かる書類</p> <p>④医療機関における研修又は訓練の参加報告書</p> <p>※令和7年3月31日までに、医療機関等に研修又は訓練の実施予定を確認し、当該訓練に参加できる目途があれば算定可。</p> <p>【加算（Ⅱ）】</p> <p>①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35）</p> <p>②医療機関による実地指導の実施報告書</p>
<p>(29) 生産性向上推進体制加算</p> <p>【医療院】</p> <p>【短期】 【予防短期】</p>	<p>①生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）</p> <p>②委員会の議事録</p> <p>③生産向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果（別紙28付表）</p> <p>※厚生労働省に毎年度報告する別紙2と同じ様式</p> <p>※③は、加算（Ⅰ）を算定の場合のみ添付</p> <p>※加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。</p>

<p>(30) サービス提供体制強化加算【医療院】 【短期】 【予防短期】</p> <p>(※右の①の説明は、前年度の実績が6月以上ある事業所の場合については、算定開始月が4月である場合を想定した記述となっている。 <u>年度途中で申請する場合であっても、直近の2月の勤務実績表を添付すること。</u> <u>法改正等により、提出日が延期された場合であっても2月の勤務実績表が必要。</u>)</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護医療院・(介護予防)短期入所療養介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出月の前月分(届出日が月の初日である場合は前々月分)を添付。 ※介護福祉士等の状況：「介護職員」のみの記載で可 ※常勤職員の状況：「介護職員」及び「看護職員」のみの記載で可 ※勤続年数の状況：「看護職員」、「介護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみの記載で可(介護予防短期入所療養介護は言語聴覚士を除く) <p>②資格証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した従業者に係るものを添付 ※「介護福祉士」、「看護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」 <p>③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4)</p> <p>④サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙14-4 付表)</p> <p>⑤サービス提供体制強化加算に係る勤続年数10年以上又は7年以上の者の状況別添9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)で勤続年数に係る要件を用いる場合のみ <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※新規許可時は算定不可。(3月以上の実績が必要) ※【予防短期】のみ サービス提供体制強化加算Ⅲを算定する場合の「サービスを直接提供する職員」に言語聴覚士は含まれないので留意のこと。 </div>
<p>(31) 送迎体制 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①車検証の写し</p> <p>① 車両の写真</p>
<p>(32) 口腔連携強化加算 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)</p> <p>②歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保している旨を取り決めた書類</p> <p>※上記①別紙11に記載した連携歯科医療機関に係るもの</p>

<p>(33)介護職員等処遇改善加算等 【医療院】【短期】【予防短期】</p>	<p>事業者指導課ホームページ 「介護職員等処遇改善加算等の「計画書」について」を参照。</p>
<p>(34)LIFEへの登録 【医療院】【短期】【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p>
<p>(35)加算の取り下げ 【医療院】【短期】【予防短期】</p>	<p>○従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護医療院・(介護予防)短期入所療養介護) 【下記の加算について算定要件を満たしていた最終月のものを添付】 ※(4)ユニットケア体制、(14)栄養マネジメント強化体制、(15)療養食加算</p>